

議案第12号

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案  
平成28年（2016年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。
- (2) 第8条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。
- (3) 第11条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理 由）

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の費用に係る公費負担の限度額を改定するため、本案を提出する。